

関係機関 電話番号

西成区役所市民協働課 (防災担当)	06-6659-9734
西成消防署	06-6653-0119 (FAX)
西成警察署	06-6648-1234 (FAX)

● 道路関係

大阪市建設局津守工営所	06-6567-6495
-------------	--------------

● 下水道関係

都市技術センター (津守管路管理センター)	06-6567-6516
-----------------------	--------------

● 上水道関係

大阪市水道局粉浜営業所	06-6678-2993
-------------	--------------

● 電気関係

関西電力(株) (難波営業所)	0800-777-8021
-----------------	---------------

● ガス関係

大阪ガス(株) (ガス漏れ専用フリーダイヤル)	0120-0-19424
-------------------------	--------------

福祉避難所ガイドブック

発行年月 平成27年3月

発行 大阪市西成区役所市民協働課
〒557-8501 大阪市西成区岸里1-5-20
電話06-6659-9734 FAX 06-6659-2246
ホームページ <http://www.city.osaka.lg.jp/nishinari/>

福祉避難所ガイドブック

平成27年3月作成



大阪市西成区役所

はじめに

「福祉避難所」は、1995年に発生した阪神淡路大震災の際、「災害関連死」が相次いだことを教訓に設置が考えられるようになりました。「災害関連死」とは、地震による家屋倒壊や津波などによる直接的な被害（直接死）ではなく、避難生活の疲労や環境の悪化などにより病状にかかったり、持病が悪化したりするなどして死亡することと一般的に理解されています。災害関連死された方の多くは高齢者であり、とりわけ西成区においては高齢化率や65歳以上の単身世帯率が高いなど「災害弱者」が多数おられることから、大災害発生時に直接的な被害から逃れ「助かった命」を守るために、避難生活において特別な配慮を要する方々の避難生活場所である「福祉避難所」を確保することが急務であるといえます。

このガイドブックを参考に「福祉避難所」についての理解を深めていただき、ひとつでも多くの福祉施設・福祉事業者等の方々にご協力をいただけますと幸いです。

目次

福祉避難所とは	1
災害時における行動フロー図（大規模地震の場合）	2
福祉避難所開設要請から避難者の受入開始	4
福祉避難所の運営にあたって	5
福祉避難所運営の安定～閉鎖	6
福祉避難所の統合及び閉鎖	6
福祉避難所に関するQ&A	7

＜参考資料＞

福祉避難所・緊急入所施設の受入算定	10
備蓄品の準備	11
福祉避難所の開設にあたり備えておくべきこと	12

福祉避難所とは

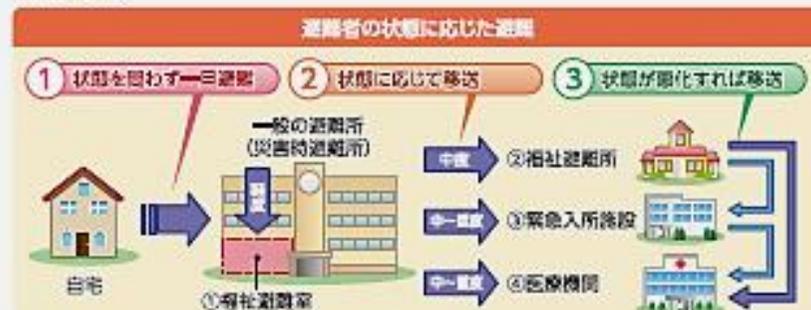
福祉避難所とは

- 大規模災害発生時において、学校等に開設される一般の避難所（災害時避難所）では生活が困難な方々のために、特別な配慮（リニアフリー、スロープ、洋式トイレ、個室等）がされている二次的な避難所のことをいいます。
- また、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児、病弱者などで、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない方が対象となります。

福祉避難所の指定

介護・福祉入所施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、有料老人ホーム、ケアハウス等）/地域密着型サービス事業所/通所系サービス事業所などで、一定の要件に当てはまる施設を区役所との協定により福祉避難所として指定します。
（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設は緊急入所施設としての協力を併せてお願いしています。）

避難の流れ

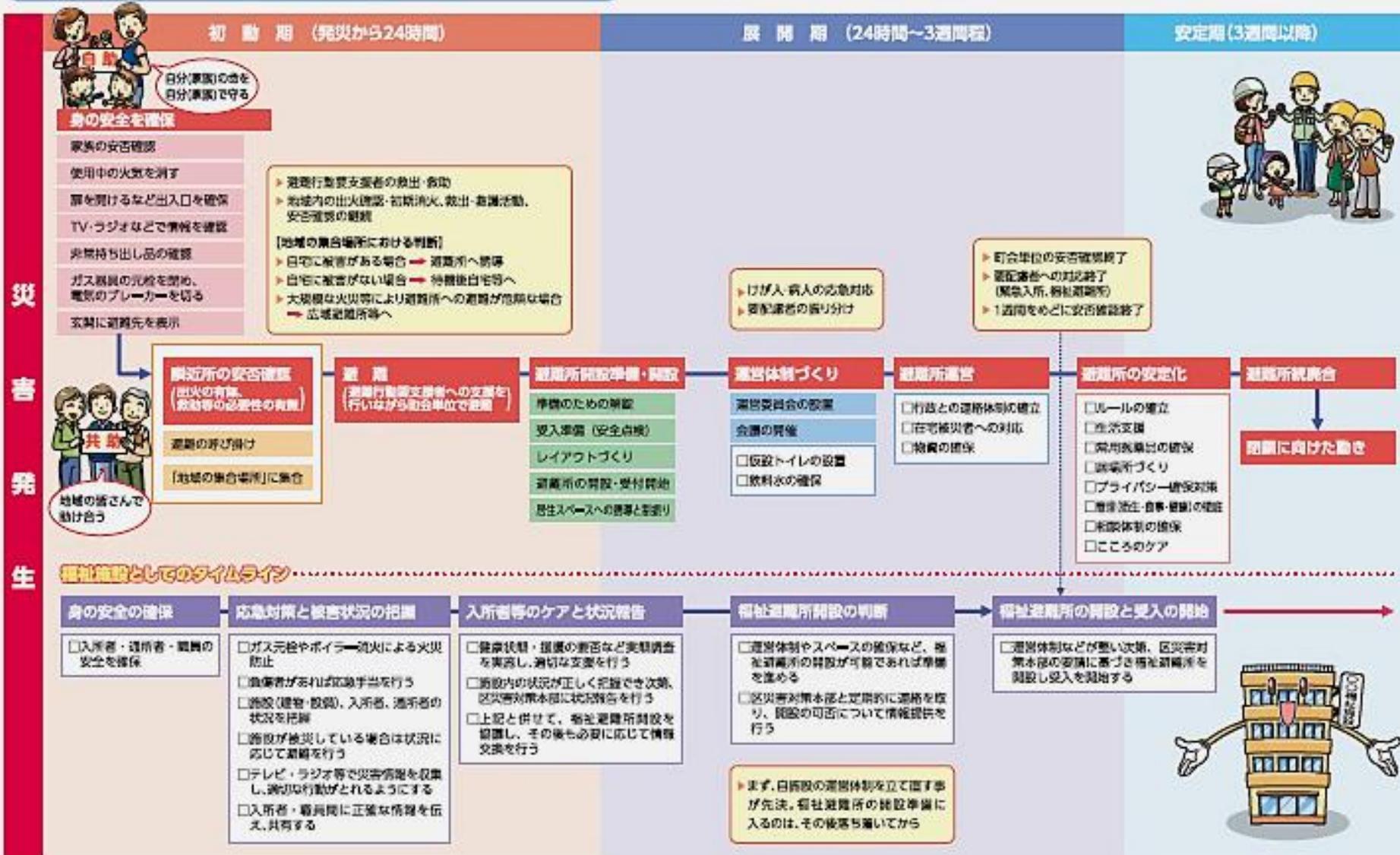


配慮が必要な避難者の状態に応じた避難先イメージ

避難者の状態	軽度	中度	中～重度	重度
専門的なケアは必要ではないが、配慮が必要	福祉避難所(※)	①		
専門的なケアなどの特別な配慮が必要		福祉避難所	②	
身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難			緊急入所施設	③
医療的な処置や治療が必要				医療機関

※ 福祉避難所とは、一般の避難所（災害時避難所）の中に設ける配慮を施したスペースのこと。

▶ 災害時における行動フロー図(大規模地震の場合)



福祉避難所開設要請から避難者の受入開始

発災直後の初期期から復興期(発災から24時間~3週間程度)に入り、災害時避難所での生活が困難な方に対して、福祉避難所の必要性が高まる時期です。

福祉避難所開設要請

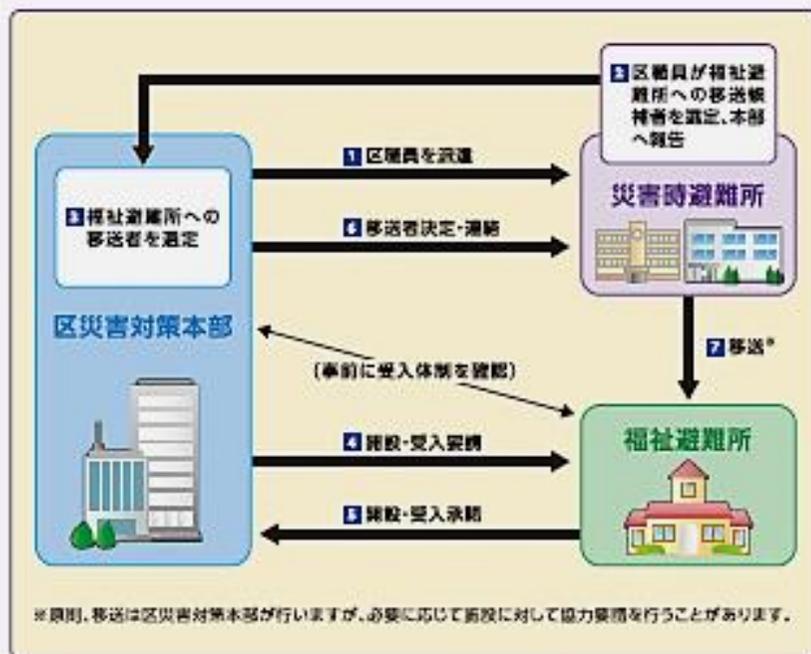
区災害対策本部から施設に対して開設の要請。

福祉避難所開設

施設の体制が整い、受入が可能な場合は開設します。
※いつから、何人受け入れる事が可能であるかなどを明確に伝えることが大切です。

受入開始

受入れた避難者の名簿を作成し管理します。



福祉避難所の運営にあたって

福祉避難所の円滑な運営をおこなうために、区との連携が重要です。必要な支援を受けられるように、状況の把握と報告を正確にしましょう。



福祉避難所運営の安定～閉鎖

避難所運営が安定し始めたころには、市外や府外の被災地外からの支援活動が本格化し、人材の派遣や物資の配備等の支援が期待できるようになります。

しかし、避難生活の長期化に伴い、避難者のストレスの緩和やプライバシーの確保などの対策が必要になってきます。

また、福祉避難所内外の避難者間の公平性や支援に対する依存の問題が生じ始めるため、注意が必要です。

福祉避難所の統合及び閉鎖

福祉避難所の統合

福祉避難所の利用が長期化し、避難所によって避難者数にばらつきが出るなどした場合は、区災害対策本部が施設との協議をおこなったうえで、避難所の統合を進めていきます。

また、福祉避難所の統合については、避難者及びその家族に理解と協力を求めるために、十分な説明が必要になります。



福祉避難所の閉鎖

福祉避難所の閉鎖は、ライフラインの復旧、介護保険事業所等の営業再開、応急仮設住宅の建設等により、避難者が自立した生活を取り戻すことができると判断した場合に、区災害対策本部が施設との協議をおこなったうえで決定します。

また、避難者が退所し、福祉避難所としての目的が達成された時は、必要な原状回復をして福祉避難所の閉鎖をおこないます。



福祉避難所に関するQ&A



Q1 福祉避難所の指定はどのようにして受けるのか？

A1 西成区役所と施設を運営する社会福祉法人等との間で施設使用に係る設定書を締結します。

Q2 福祉避難所の指定を受けた場合、区から要請があれば必ず避難所を開設し避難者の受入を行わないといけないのか？

A2 必ず開設しなければならないということではありません。まずは、施設としての安全を確保し体制を整える事が重要です。その後、余力があれば受入の協力をお願いします。

Q3 福祉避難所の指定を受ける事にメリットはあるのか？

A3 平常時から区との協力体制や無線機の配備など連絡手段の確保を行うため、災害発生時において情報が入りやすくなります。また、地域の自主防災組織等が実施する避難所開設訓練に併せて福祉避難所開設訓練を実施するなど、行政だけでなく地域と連携する事により共助力の向上がはかれるとともに、地域からの信頼獲得につながります。

Q4 福祉避難所の指定を受けていることが広く区民に広報されるのか？

A4 避難所の性質上誰もが避難する所ではないので、ホームページ上での公開や、防災マップに表示することはありません。広く公開を希望される場合は、別途西成区役所が実施しています「西成区防災協力事業所登録制度」への登録を併せてお願いします。

Q5 福祉避難所の指定を受けるにあたり、ハード面で満たすべき要件があるのか？

A5 原則として、耐震・耐火構造を備え、治療や介護に適した空間を有し、バリアフリー化されている事が望ましいです。

福祉避難所に関するQ&A

Q6 受入人員に関して要件はあるのか？

A6 1人当たりの必要面積として6平方メートル程度を目安に考えますが、具体的な受入人数は各施設の実情に応じて算定します。(P.10参照) なお、実際の受入については災害発生時にその時の施設の状況を勘案して判断します。

Q7 福祉避難所として避難者のための食料等を備蓄しておく必要があるのか？

A7 避難所運営に必要な物資は大阪市が調達することになりますが、大規模災害発生時は速やかな調達が困難なことが見込まれます。3日程度は対応できるよう最低限の物資確保に努めてください。なお、1日当たり避難者1名につき必要な基本セットやその他一定量確保しておくべき基本物資はP.11のとおりです。

Q8 福祉避難所の開設期間はどの程度か？

A8 原則7日以内を想定していますが、災害の規模によって延長することがあります。

Q9 福祉避難所として開設した場合における費用負担はどうなるのか？

A9 開設期間における経費については、公費で負担します。(ただし、一部負担できない経費もあります。)

Q10 福祉避難所を運営するに当たり、介護支援者(スタッフ)の要請は可能か？

A10 必要に応じて、区災害ボランティア活動支援センター(区社協が運営)より派遣します。(人材の確保ができた場合に限ります)

Q11 施設に直接避難してくる人がいた場合にはどのように対応すればよいのか？

A11 原則的に、まずは学校等の避難所へ避難してもらうように案内をしてください。もし、例外的に受入を行った場合には区災害対策本部へ報告を行ってください。

Q12 福祉避難所を運営するに当たり、日頃から備えておくべきことは何か？

A12 食料品等の備蓄の他に、施設のマニュアル整備や地域及び関係機関との連携等、緊急時に適切な対応がすぐに行えるような体制づくりをしておくことが重要です。(体制づくりについてご相談があれば区役所防災担当までご連絡ください。)



II <参考資料>

福祉避難所・緊急入所施設の受入算定

● 出典：大阪市高齢者施設等利用マニュアルVer2.5

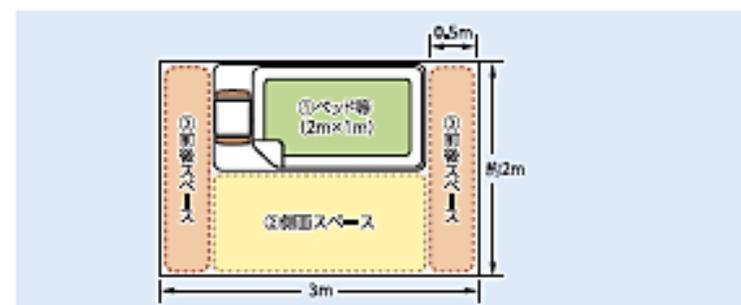
[1人当たりの必要面積]の考え方として、6平方メートル程度を目安とする。

考え方・・・

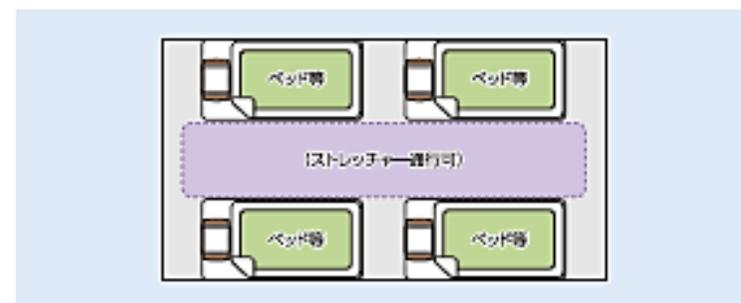
● 内訳 ①+②+③≒6㎡

- (1) ベッド等 2m×幅1m=2㎡①
 (2) ベッドの周りの介護スペース及び通路
 ・ベッド側面スペース 2m×幅約1m=2㎡②
 ・ベッド前後スペース 縦2m×横0.5m×2(頭側及び足側)=2㎡③
 ※前後のスペースは、両側を併せて1m確保する。
 ※側面のスペース幅は、ストレッチャーの通行が可能となるよう確保する。

● 1人当たりの必要面積の考え方



● 配置の例



備蓄品の準備

備蓄した食料や医薬品が有効期限切れにならないよう備蓄品リストを作成し、定期的に在庫チェックをしましょう。

1日当たり避難者1名につき必要な基本セット

品目	数量等	備考
飲料水	3リットル以上	500mlのペットボトルにすると使いやすい。
食料	3食分	そのまま提供できるもの、水分を加えて提供できるもの、温熱・加熱により提供できるものなど。
簡易食器	3食分	洗浄水を確保できない可能性が考えられるので、ラップを使用するなどの工夫も行う。
衣類・タオル	1枚以上	衣類の洗濯水が確保できないことを想定すること。

その他一定量確保しておくべき主な基本物資

品目	用途・注意点
寝具 (簡易ベッド・マットレス・布団・毛布・シーツ等)	粉塵被害防止等のため、できるだけ床に寝かせることは避ける。
医薬品	包帯や基本的な外用消毒液など。
ティッシュペーパー	汎用性が高い。
ウェットティッシュ	消毒薬添加のものより、通常のものの方が汎用性が高い。
マスク	衛生状態の悪化を防止する。
ビニール袋	汎用性が高い、断水時の給水対応、トイレ使用、ごみ・汚物の一時密閉保管が可能。
調理器具	カセットコンロなど加熱器具や鍋など。
燃料	市販のカセットコンロ用ガスボンベ。250gを1,200本以上備蓄する場合は所轄の消防署長への届出が必要。
使い捨て手袋	調理時等に使用。手洗い浄水が確保できないことを想定すること。
水タンク	断水時の給水対応。
ペーパータオル	タオル・ふきんなどの洗濯水が確保できないことを想定すること。

※上記は、一列にすぎないので各施設にあった備蓄が必要。

II <参考資料>

福祉避難所の開設にあたり備えておくべきこと

● 出典：京都市福祉避難所運営ガイドライン(平成25年)

大規模災害発生時は人的資源も被災し、行政機能の低下や人命救助等の応急措置の実施により、地域に対して自前支援に入ることや福祉避難所の開設・運営に係る物資や機材の適切な調達も困難な状況が見込まれます。

いざという時に速やかな対応を行うためには平常時から備えが重要です。このページでは福祉避難所の開設準備に必要な事項についてまとめましたので、参考としてください。

★印かついたものは福祉避難所運営のために備えておくべきことです。

受入れの準備 ★

施設内の食堂スペースや会議室など、避難者を受け入れるスペースを事前に設定しておきます。

電源の確保

人工呼吸器等の医療機器をはじめ、テレビ、ファックス、パソコン等の情報機器、電動車いすや携帯電話の充電など、福祉避難所では多くの電源を必要とします。あらかじめ非常用電源を確保しておきましょう。なお、定期的な点検のほかにも発電機については燃料の劣化、バッテリーについては悪化の低下等に注意が必要です。

移動手段の確保 ★

一般の避難所から福祉避難所への移送、または福祉避難所から緊急時の入所施設等への移送に関し、要配慮者の状態に配慮した適切な移送手段を可能な範囲において確保できるように検討しておきます。

通信手段の確保

災害発生時等非常時にも比較的つながりやすいPHSや衛星携帯電話を確保しておくよう努めます。

TOUR
専門施設や医療機関への搬送も

福祉避難所での避難生活が必要な要配慮者については、専門的な施設への緊急入用が必要です。また、医療処置や治療等が必要な場合は、医療機関と緊急入用について連携を図ります。



トイレの対応

近くに川や水路がある場合は、トイレ水洗水に使用できます。殺菌剤を使用し、便座にビニール袋をかきつけて用を足せば、水洗は不要です。折りたたみトイレ等を活用することも検討します。

医療支援スタッフの確保

関係する医療機関と連携を図る等、災害時に避難者の健康管理や医療相談等にあたる医療支援スタッフを確保するよう努めます。

要配慮者が安心できる空間を!

どんな立場の方にも情報が届く工夫を!

要配慮者への情報伝達 ★

要配慮者への確実な情報伝達やコミュニケーションのためにも、ラジオ、テレビ、筆談用の紙と筆記用具を最低限用意し、文字送受信デバイスやファックスの確保に努めます。

防止対策の備え

ガラス窓には破片飛散防止対策を、棚やテレビには転倒・落下防止対策を行います。

快適に過ごせる空間を!

送風・換気・冷暖房の確保

福祉避難所での生活が長期・短期に関わらず、気温や湿度の影響によるストレスや不快感を軽減するためにも、送風・換気・冷暖房の信頼設備を確保することが重要です。

耐震・耐火、バリアフリー化、その他必要な設備の整備にも努めます。

感染症発生時の対策 ★

要配慮者が発熱等の感染症にかかった場合に備えて、簡易隔離スペースを設定できる準備をしておきましょう。

備えは万全に!

